

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		附属品検査
根拠条例・規則等名		高圧ガス保安法
条 項		高圧ガス保安法第49条の2第1項
所 管 部 課		消防局 予防部 査察指導課 (電話：048-833-7487)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	附属品検査は、高圧ガス保安法第49条の2第4項に適合しているときに合格とする。
	設定等年月日	平成30年4月1日設定 平成31年4月1日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	15日
	設定等年月日	平成30年4月1日設定 年 月 日最終改正
備 考		